

## 小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<http://osanai-houmu.com/>



### <提供サービス>

- ・遺言書
- ・遺産分割協議書
- ・相続手続き
- ・成年後見
- ・生前贈与
- ・事業承継 他

この会報は、お世話になった方々や  
セミナー参加者にお届けしています。



## 今回のテーマは「遺言書作成の重要性」です。

遺言書の作成とは、遺言者が自分の意思を書面に残すことにより、相続人間の遺産の分け方を予め決定することを言います。

遺言書は財産の帰属を決定する法的な効力を有するものです。従って、法律で定められた厳格な方式に則って正しく作成しなければ、せっかく作成しても効力が発生しません。それに加えて、内容が明確であること、遺留分権を侵害しないこと、不動産の共有は避けるべきであること、納税資金の確保まで考慮すること等々、様々な視点からトラブルの元を作らないように作成することが必要です。遺言書は、財産を残す人の意思を実現することと、親族間の争いごとの発生を防止することと、時間が限られている相続手続きをスムーズに進めることのために、必ず作成すべきです。

ここでは、遺言書にまつわる問題になる例をいくつか挙げます。

### 1. 方式に従った遺言書でない場合

正しい方式と内容を守った遺言書でない場合、その遺言書で損をする相続人は遺言書は無効だと主張し、得をする相続人は有効だと主張します。話し合いで合意できれば良いですが、できない場合には、相続人間で裁判沙汰になってしまいます。そうすると、それまで何の問題もなかった相続人間の仲が険悪になり、その後の付き合いが全くなってしまうということが起こり得ます。

### 2. 認知症になってしまったら遺言書は作れない

遺言書の作成は法的な効力を発生させる行為ですので、明確な意思表示ができる状態でないと作成できません。つまり、遺言する事項を具体的に決定し、その法律的な効果を理解する能力が備わっていることが必要です。ということは、認知症になってしまったらでは手遅れだということです。自分はまだ大丈夫だと思っているうちに遺言書を作成することをお勧めします。後に考えが変わったら、書き直すこともできますから、心配いりません。

### 3. 法定相続分では解決しないことがある

自分の子供は2人だから、法定相続分に従って、2分の1ずつ分ければ良い、と考えておられる方がいます。遺産が現預金だけだったらそれも可能かもしれませんが、しかし、遺産に不動産がある場合にはそうはいきません。例えば遺産が、3000万円の不動産と2000万円の現預金だった場合には、2人の子供のどちらに不動産を相続させるかを遺言書で明確に定めなければなりません。不動産を共有にするという方法を採用してしまうと、売却や建物の建築、賃貸など、共有者全員が合意しないとできなくなってしまいます。代が下って4分の1、8分の1などと共有者がねずみ算式に増えてくると、管理不能に陥ってしまいます。ですので、共有は避けるべきです。元気なうちに子供達と話し合っ、納得を得た分け方をして、それを遺言書に残すべきです。

### 4. 相続人が認知症になってしまった場合

母親と子供2人が相続人となる場合で、父親が死亡し、その遺言書がなかったとします。その場合には相続人3人で遺産分割協議書を作らなければなりません。しかし、もしその時、母親が認知症になっていたら、母親は遺産分割協議ができません。その場合には、母親のために成年後見人を付けなければなりません。そのため、高額な費用が発生してしまいます。父親が遺言書を作っておけばこのようなことは避けられたのです。父母の死亡時期が逆のケースでも同じこととなります。

子供達の相続にまつわる争いのほとんどは親が原因だと言われます。争いのない相続を実現するためには、相続のルールを正しく理解し、内容を十分吟味した上で、適正な手続きに従って遺言書を残すことが必要です。

当事務所では、これまでの多くの相続手続きや相談事例を基に、次の世代の方々の中に争いの種を残さず、遺言者の意思が実現でき安心できる遺言書の作成をお手伝いします。どうぞ、お気軽にご相談ください。